

防災情報等の普及啓発コンテンツ制作及び
インターネットを通じた普及啓発活動に求められる要件等について

審査における選定は、1 項の要件の遵守を必須条件とするほか、2 項の内容を加点項目として、総合的に評価することとします。

1 コンテンツ制作・使用に求める要件

- (1) 作成するコンテンツの内容・形式は、気象庁と調整のうえ決定すること。その後、気象庁監修のもとで協力事業者がコンテンツを作成する。双方で合意が取れた制作物の適切な箇所にクレジット（「監修：気象庁 制作：（協力事業者名）」等）を付すこと。
- (2) 作成したコンテンツについて、掲載内容が古くなった場合など、気象庁から合理的な範囲で修正を求めた場合は、これに応じること。協力事業者がコンテンツの加工・編集を希望する場合は、気象庁に改めて監修を依頼すること。なお、両者合意のうえであれば、コンテンツの修正をせず、以後は使用しないことも可能とすること。
- (3) コンテンツ制作に要する経費は、すべて協力事業者で負担すること。
- (4) 作成したコンテンツを使い、協力事業者側でインターネット上のサービス(一定の閲覧数があること※)を用いて、ホームページ掲載や動画配信サービス等の普及啓発活動を行うこと。また、これまでに、類似の普及啓発活動を行った実績が十分にあること。
- (5) コンテンツの第三者への提供や使用許諾は、原則としてすべて無償で認めるものとする。
- (6) 本取り組み（コンテンツ制作及び普及啓発活動）に有効期間は定めないが、気象庁または協力事業者のいずれかから取り組み終了の意思表示があった場合は、協議のうえ終了することができる。この場合、協力事業者が作成し気象庁の監修済みとなっているコンテンツは、引き続き（5）の条件で利用可能とすること。

※MAU（月間アクティブユーザ数）300 万以上を目安とする。

2 加点項目

項目	評価基準
可用性	コンテンツを使用できる状態を維持すること。また、制作物の内容に変更が生じた際に、修正および、修正前の制作物の新規使用・提供停止を速やかに行えること。
運用・保守体制	可用性を確保するための十分な体制を有すること。
実現性	インターネット上で防災知識等の普及啓発に資するサービスを行っているなど、提案内容の実現を裏付ける類似実績があること。
閲覧数	インターネットを通じたサービスにより、作成したコンテンツの

	閲覧が多数見込まれること。見込み閲覧数等の提示にあたっては、類似実績における提案時点での閲覧数等の具体的な根拠を提示すること。
--	---

申 込 書

令和 年 月 日

事業者名

氏 名

印

「防災情報等の普及啓発コンテンツ制作及び普及啓発活動への協力」に係る公募について、下記のとおり応募します。

1 申込者情報

事業者名 :

担当者名 :

所属・役職 :

電話番号 :

E-mail :

2 申告事項

※必要に応じて別紙や参考資料、イメージ図等を添付することにより以下の対応方針に関する回答としても差し支えありません。

要件等	要件等に対する対応方針
(1) 作成するコンテンツの内容・形式は、気象庁と調整のうえ決定すること。 また、双方で合意が取れた制作物の適切な箇所にクレジットを付すこと	
(2) 作成したコンテンツについて、気象庁から合理的な範囲で修正を求めた場合は、これに応じること。	

(3) コンテンツ制作に要する経費は、すべて協力事業者で負担すること。	
(4) 作成したコンテンツを使い、協力事業者側で、一定の閲覧数があるインターネット上のサービスを用いて、普及啓発活動を行うこと。 また、これまでに、類似の普及啓発活動を行った実績が十分にあること。	
(5) コンテンツの第三者への提供や使用許諾は原則としてすべて無償で認めること。	
(6) コンテンツ制作及び普及啓発活動の終了、及びその際のコンテンツの取り扱いについて	
(可用性)制作物の内容に変更が生じた際の対応について	
(運用・保守体制)可用性を確保するための十分な体制を有すること。	
(実現性)提案内容を裏付ける類似実績などがあること。	
(閲覧数)見込み閲覧数の提示について。	

同意書

防災情報の普及啓発資料の作成に係る公募に申し込むにあたり、「募集するコンテンツ制作・利用に求められる要件等について」の1項に示された要件を遵守することについて同意します。

令和 年 月 日

事業者名

氏 名

印